



Global Tax Update

ベトナム

税理士法人トーマツ

2015年9月

※本ニュースレターは、[英文ニュースレター](#)の翻訳版です。
日本語訳と原文(英文)に差異が生じた場合には、原文が優先されます。

個人所得規定の補足修正を定める新 Circular Circular No. 92/2015/TT-BTC 関連

2015年6月15日、ベトナム財務省は、Circular No. 92/2015/TT-BTC(以下「Circular 92」)を発表した。Circular 92は、2015年2月12日付で公表したDecree No. 12/2015/ND-CP(以下「Decree 12」)の実施ガイダンスとして、個人所得税に関する様々な規定を補足修正する内容となっている。

Circular 92は2015年7月30日に発効し、2015年度以降に適用される。主な変更点は以下のとおりである。

(1) 個人事業所得の算定方法および適用税率の改正

Circular 92は、Decree 12の規定に基づく個人事業所得税額の算定方法および適用税率を定めている。詳細は以下のとおりである。

- 個人が稼得する、暦年で1億ベトナムドン未満の事業所得は個人所得税の課税所得に含まれない
- 事業所得を有する居住者は、課税所得に対して一律の税率の付加価値税(Value Added Tax: 以下「VAT」)および個人所得税を支払う。これまでは累進課税が適用されていた。VATの税率は1%~5%、個人所得税率は0.5%~5%で、業種に応じて適用される

- Circular 92は、みなし法(deemed method)および都度払い納税(per arising time)等の申告手続についても、業種別(資産リース、宝くじ代理店業、保険業および様々なマーケティング業等)に詳細ガイダンスを定めている

(2) 外貨建ての課税所得をベトナムドンに換算する際の換算レートの変更

- 外貨で受領した課税所得をベトナムドンに換算する際のレートは、納税者が当該所得受領のために口座を保有する商業銀行の買相場とする。これまではインターバンク市場の外国為替市場平均レートが適用されていた
- 納税者がベトナム国内に口座を保有していない場合は、所得が発生した時点のベトナム銀行(Vietcombank)の買相場を用いてベトナムドンに換算する

(3) 非課税所得項目の追加

- 海外に長期駐在しているベトナム人が本国に帰任する際の一度限りの引越手当
- 水道光熱その他費用および企業が従業員のために支払った家賃のうち、課税対象の所得総額(水道光熱費その他費用および家賃を除いた金額で支払場所を問わない)の15%を超

過する場合の当該超過額

- 任意加入保険および非累積型保険に係る保険料（保険会社が非居住者企業でベトナムでの保険販売を許可されている場合を含む）
- 従業員の通勤手当。ただし、社内規定に基づく取扱いとする
- 従業員とその家族に対する慶弔手当。ただし、社内規定と法人税法上の規定に基づくものとする

(4) 免税項目の追加

- 雇用契約の範囲外で発生した損害賠償支払が民法上の規定に基づき免税とされた
- ベトナム内外の国際船会社が雇用するベトナム人船員が受領する賃金および給与
- 船舶を所有する個人、船舶を使用する権利を有する個人または船員が、ベトナム領域外での漁業に直接的に使用される物品およびサービスの提供から得る所得
- 個人が所有する非上場企業または一人有限会社（one member limited liability company）が資本投資から得た利益
- 個人が合法的なカジノで得た賞金

(5) 源泉徴収、確定申告に関する変更点

- ベトナムでの任務・契約を終えるベトナム駐在外国人は、ベトナムを出発する前に個人所得税確定申告書類を提出しなければならない。企業、組織または個人に確定申告を委任した場合、申告期限は駐在者の出国日から **45 日以内に延長される**
- 従業員のために加入し、保険料を支払う保険について企業が支払う累積型保険の保険料から 10%の額を源泉徴収する源泉徴収義務者が明確化された。具体的には、**保険会社がベトナムで設立運営されているか否かにより、保険会社または雇用主が負担する**。10%の税率で源泉徴収された個人所得税は確定申告時の課税所得には含まれない
- 個人所得税確定申告を行う必要のない事例が補足された
- 確定申告書の一部フォームの差替えおよび改訂が行われた

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

www.deloitte.com/jp/tax/nl/ao

本件に関するお問い合わせ

Deloitte Vietnam

ハノイ事務所

シニアマネジャー 越後 和孝 kechigo@deloitte.com

ホーチミン事務所

ディレクター 高石 元 gtakaishi@deloitte.com

シニアマネジャー 樋口 純平 juhiguchi@deloitte.com

ニュースレター発行元

税理士法人トーマツ

東京事務所

〒100-8305 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号新東京ビル5階

T e l : 03-6213-3800(代)

email: tax.cs@tohatsu.co.jp

会社概要: www.deloitte.com/jp/tax-co

税務サービス: www.deloitte.com/jp/tax-services

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、税理士法人トーマツおよび DT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約40都市に約8,500名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約220,000名を超える人材は、“making an impact that matters”を自らの使命としています。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイト トウシュ トーマツ リミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社(税理士法人トーマツを含むがこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します)に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等を行うことはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。